平成２６年（フ）第６０６５号
東京都八王子市鑓水２丁目73―２―206
破産者　久保田真司
1　決定年月日　平成26年８月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第６１１６号
東京都大田区西六郷３丁目30―20―504
破産者　藤中　　勉
1　決定年月日　平成26年８月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第６号
茨城県つくば市中別府591番地86
破産者　有限会社クリノ
1　決定年月日　平成26年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２６年（フ）第３７８号
埼玉県川口市鳩ヶ谷本町１丁目12番23号
破産者　有限会社加藤タイル
1　決定年月日　平成26年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第２４号
千葉県富里市十倉433番地９
破産者　梅田　恭一
1　決定年月日　平成26年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２６年（フ）第６１号
千葉県印西市小林2183番地
破産者　株式会社給食のクックさん
1　決定年月日　平成26年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２６年（フ）第６２号
千葉県印旛郡栄町安食１丁目５番地２　上前ハイツＣ―103
破産者　小池　　一
1　決定年月日　平成26年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２６年（フ）第８０号
千葉県八街市八街に48番地228　フィレンテＫＴ202
破産者　榊原　崇史
1　決定年月日　平成26年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２５年（フ）第１３０２号
札幌市西区八軒３条東４丁目６番19号
破産者　日本マックス株式会社
1　決定年月日　平成26年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第８６６号
札幌市豊平区月寒東５条11丁目３番９号
破産者　有限会社ネオジオワークス
1　決定年月日　平成26年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２１号
北海道網走郡美幌町字三橋南26番地の11
破産者　株式会社丸大大西パン店
1　決定年月日　平成26年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２５年（フ）第７２号
北海道北見市東三輪１丁目31番地５
破産者　有限会社小川花園
1　決定年月日　平成26年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２６年（フ）第１７５０号
千葉県我孫子市寿２丁目４番21号
破産者　株式会社東京総合紙器
1　決定年月日　平成26年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１６０号
神奈川県秦野市平沢527番地の９
破産者　有限会社山口電気工事
1　決定年月日　平成26年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２６年（フ）第１０８号
名古屋市瑞穂区大喜新町１丁目12番地
破産者　有限会社三河機械
1　決定年月日　平成26年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１５１号
大津市皇子が丘１丁目10番17号
破産者　株式会社柿本
1　決定年月日　平成26年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大津地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第４６号
京都府京丹後市峰山町丹波999番地の１
破産者　清水印刷株式会社
1　決定年月日　平成26年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所宮津支部

平成２６年（フ）第４１６号
神戸市東灘区森北町６丁目６番８号ユニオンハイツ101号室
破産者　株式会社Ｏ．Ｔコーポレーション
1　決定年月日　平成26年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第４３６号
神戸市須磨区妙法寺字竹向イ１番地の12
破産者　有限会社小林宝飾
1　決定年月日　平成26年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第４６１号
神戸市北区泉台３丁目14番地の１　ハイム北鈴蘭507号
破産者　松本　　聡
1　決定年月日　平成26年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第５２７号
岡山市南区西市139番地
破産者　有限会社ハウス・リペアー・トクラ
1　決定年月日　平成26年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第２４号
岡山市北区出石町１丁目４番20号　メゾン後楽園401
破産者　廣田　容子
1　決定年月日　平成26年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部